

(様式1)



山口市

報道資料

令和5年11月1日

1 件 名	令和5年度山口市安心快適住まいる助成事業（第2弾）の申請期間延長について
2 内 容	<p>経済対策第15弾における、消費の下支え等を通じた生活者支援の取組として、令和5年7月14日（金）から令和5年10月31日（火）までを申請期間として実施しておりました本事業について、申請期間の終了日を令和5年12月15日（金）（但し、<u>予算がなくなり次第終了</u>）まで延長いたします。</p> <p>【申請期間】 変更後：令和5年7月14日（金）～<u>令和5年12月15日（金）</u> 変更前：令和5年7月14日（金）～令和5年10月31日（火）</p> <p>【事業の概要】（参考） 市内に本社・本店を置く施工業者を利用して行う、現に居住する家屋または工事完了後に転入・転居しようとする家屋の住宅リフォーム工事費の一部（工事着手前の申請が必要）に対し、市内取扱店で利用可能な商品券で助成します。</p>
3 問い合わせ	山口市ふるさと産業振興課商工労政担当 中嶋田・藤澤 TEL 083-934-2719